

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号、以下「法」という。）第22条および同法施行規則第23条の規定に基づき、利用者の安全および利益に関する情報を公表する。

令和7年7月15日
福井県知事 杉本 達治

遊漁船の名称	庄栄丸
船長及び遊漁船業務主任者の氏名	庄司 幸雄
事故発生の日時及び場所	2025年4月8日21:00頃 大島港 赤礁崎遊歩道
事故の種類	乗揚・座礁事故
事故の原因	自動操舵の誤操作及び前方不注意によるもの
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度	負傷者なし 遊歩道の手摺を2mにわたり変形させる
死亡者又は行方不明者がある場合にはその者の氏名その他参考になる情報	
当該事故について講じた措置	海上保安庁に報告し、乗客は別船にて帰港させた。船体は翌日えい航し、上架した。